

韓国の公益申告者保護制度

【前注】

- 韓国では「公益申告者保護法」の名称であるため、以下では、「通報」に代えて「申告」の用語を用いています。
- 以下は、2024 年 3 月 29 日現在施行されている法律を基準に作成しております。同年 8 月 7 日に改正法の施行が予定されておりますので、改正法に基づいた内容についてもその旨明示の上、追加で記載しております。

【1】 通報者保護を規定した法律名（正式名称）

- 公益申告者保護法（以下「法」または「本法」という。）
- 2011 年成立以降、計 10 回以上改正

【2】 法律の目的

- この法律は、公共の利益等に反する行為を通報する者を保護・支援することにより、人々の生活の安定と、より透明で倫理的な社会風土の醸成に寄与することを目的とする。

【3】 上記法律の所管省庁

- 国民権益委員会（以下、単に「委員会」ともいう。）（ホームページ：<https://www.acrc.go.kr/>）

【4】 保護される者（通報者等）

- 1) 被申告者である公共機関、企業、法人などに所属して勤務している、または勤務していた者、2) 被申告者である公共機関などとの契約に基づいて業務を遂行している、または遂行していた者などは「内部公益申告者」としてより手厚い保護を受ける（法第 2 条第 7 号、第 20 条の 2、第 26 条）。
- 公益申告者及び公益申告に対する調査・捜査・訴訟及び公益申告者保護措置に関する調査・訴訟などで陳述・証言する者や資料を提供した者（以下「公益申告者等」という。）も、法律に基づく保護を受ける（法第 2 条第 5 号、第 15 条から第 17 条）。

【5】 保護対象となる通報先

- 以下が、本法に基づく公益申告の申告先に該当する（法第 6 条、施行令第 5 条第 1 項）。
 1. 公益侵害行為を行う人や機関・団体・企業などの代表者または使用者
 2. 公益侵害行為に対する指導・監督・規制または調査等の権限を有する行政機関や監督機関（以下「調査機関」という。）
 3. 捜査機関
 4. 国民権益委員会
 5. 国会議員
 6. 公益侵害行為に関連する法律に基づいて設置された公社・公団などの公共団体

【6】 保護の対象となる通報内容（対象事実）

- 国民の健康と安全、環境、消費者の利益及び公正な競争を侵害する行為であって、本法の別表に列挙されている法律に基づく 1) 懲役刑等の罰則、または 2) 許認可の取消処分、停止処分等の行政処分の対象となる行為が申告対象となる

(法第2条第1号)。

- 2024.2.29.基準、本法の別表においては、491 個の法律が公益侵害行為対象法律として列挙されている。
- 同法において保護対象とされている公益分野は、1 国民の健康、2 国民の安全、3 環境、4 消費者の利益、5 公正な競争の五大分野である。さらにこれに準ずる公共の利益についても含まれることとされており、公益に該当する範囲は幅広く解釈されている（2023 年「公益申告者保護法」条文別解説書、国民権益委員会）¹

【7】 通報対象事実に含まれないもの

- 韓国の法令では、「申告対象事実」の範囲から特定のイシューを除外することはされていない。公益侵害行為の対象となる法令が列挙されており、列挙された法令においては国家の機能、軍事、医療などに関する法令も含まれていることからすれば、特定のイシューが除外されてはいないことが理解される。
- 国民の健康や安全などの公益を侵害する行為であっても、本法の別表に列挙されている法律の違反でない場合や、当該法律違反であっても罰則や行政処分の対象に該当しない場合は、申告対象事実に該当しない。

【8】 保護要件

- 何人も公益侵害行為が発生し、発生する恐れがある場合、公益申告をすることができ、法律に基づいて公益申告を行った者は「公益申告者」として法律に基づく保護を受ける（法第2条第4号、第6条）。
- 「発生する恐れがある」の意味については、以下の裁判所の判断を参考にすることができる。

ソウル行政法院 2019 年 6 月 28 日宣告 2018 グ合 78794 判決

申告対象の事実が公益侵害行為であることが、事後的に必ず明らかになる必要があるというわけではない。すなわち、法律の規定内容に照らしてみれば、**申告者の申告當時を基準に客観的な一般人の基準に照らし、申告内容と同一の事実関係が存在するならば当該行為が公益侵害行為に該当する、あるいは公益侵害行為が存在する可能性が合理的に推論できるならば、このような場合には「公益侵害行為が発生する恐れがある場合」に該当する。**したがって、調査の結果、申告対象事実が公益侵害行為に該当しないことが事後的に明らかになったとしても、当該申告を公益申告ではないと見ることはできない。ただし、この法理は申告対象事実が客観的事実関係と一致している場合を前提とするものであり、もし仮に申告対象事実が虚偽であって、申告者がかかる虚偽の事実を認識していたにもかかわらず申告を行った、一種の誣告（ぶこく）性の申告についてまで公益申告と見なすものではない。

- 公益申告が申告者の個人的利益の追求や他者への危害の目的で使用される可能性があるため、申告者の誠実義務と不正目的での申告禁止を規定する必要がある。したがって、1) 申告内容が虚偽であることを知っていたり、知ることができたにもかかわらず申告を行った場合や、2) 申告と関連して金品や勤労関係上の特恵を要求したり、その他の不正な目的で申告した場合は公益申告とは見なされないとされている（法第2条第2号）。

【9】 禁止される報復行為（不利益取扱い）

- 何人も、公益申告者等^{なんびと}に対し、以下に掲げる不利益措置を行ってはならない（法第2条第6号、第15条第1項）。
ア. 罷免、解任、解雇、その他身分喪失に該当する身分上の不利益措置

¹

https://www.acrc.go.kr/board.es?mid=a10106000000&bid=145&&act=view&list_no=46333&tag=&nPage=1

- イ. 懲戒、停職、減給、降格、昇進の制限、その他不当な人事措置
- ウ. 転任、転勤、職務を賦与しない、職務の再配置、その他本人の意思に反する人事措置
- エ. 成果評価または同僚評価等における差別とそれに伴う賃金または賞与等の差別的支給
- オ. 教育または訓練などの自己啓発の機会の取消、予算または人員などの利用可能な資源の制限または排除、セキュリティ情報または秘密情報の使用の停止または取扱資格の取消、その他勤務条件などに悪影響を及ぼす差別または措置
- カ. 注意対象者名簿の作成またはその名簿の公開、いじめ、暴行または暴言、その他精神的・身体的損害をもたらす行為
- キ. 職務に対する不当な監査または調査やその結果の公表
- ク. 許認可等の取消、その他行政上の不利益を与える行為
- ケ. 物品契約または役務契約の解約、その他経済的不利益を与える措置

【10】 通報者に対する不利益取扱いからの救済

- **保護措置：**公益申告者等が不利益措置を受けた場合に委員会に原状回復やその他必要な措置を要請することができ、委員会は保護措置の要請を受けた場合は直ちに調査を開始し、調査を通じて不利益措置を受けたと認めるときは、30日以内の期間を定めて以下の保護措置を講じることが命じられる（法第17条乃至第20条）。
 1. 原状回復措置
 2. 差別的に支払われ、又は、滞納された報酬等（利息を含む）の支払い
 3. その他不利益処分の取消または禁止

委員会は、上記の保護措置決定を受けた後、同決定で定められた期限までに保護措置を講じない者に対し、3千万ウォン以下の履行強制金を課し、保護措置決定をした日から保護措置が講じられるまでの間、年2回の限度で繰り返し履行強制金を課し、徴収することができる（法第21条の2）。

内部公益申告者については、委員会は、申告時に公益侵害行為が発生したと信じる合理的な理由があるときは、（調査を経ずに）保護措置決定をすることができる（法第20条の2）。
- **身辺保護措置：**公益申告者等とその親族または同居人は、公益申告等を理由に生命・身体に重大な危害を受けたまたは受けるおそれがある場合には、委員会に対し、身辺保護に必要な措置を講ずるよう要請することができる。委員会は、必要があると認める場合には、警察署の長に身辺保護措置を講ずるよう要請することができる（法第13条）。
- **人事措置の優先的考慮：**公益申告者等の使用者または人事権者は、公益申告者等が転勤または転出・転入、派遣勤務など人事に関する措置を要求した場合に、その要求内容を妥当と認めるときは、これを優先的に考慮しなければならない（法第16条）。
- **救助金：**公益申告者等が公益申告等により以下のいずれかに該当する被害を被ったり、費用の支出を余儀なくされたりした場合には、委員会に対し、救助金の支給を申請することができる（法第27条）。
 1. 身体的・精神的な治療などに要した費用
 2. 転勤・派遣勤務などで要した転居費用
 3. 公益申告等を理由にした争訟手続に要した費用
 4. 不利益措置期間の賃金損失額

5. その他重大な経済的損害

委員会は、かかる支給申請を受けた場合には、特段の事由がない限り、90 日以内に支給の可否及び支給額を決定しなければならない、必要に応じて申請者、参考人または関係機関等に対し出席、陳述及び資料の提出等を要求することができる。

- **損害賠償：**公益申告等を理由に不利益な措置を行って公益申告者等に損害を与えた者は、公益申告者等に発生した損害に対してその損害額の 3 倍以下の範囲で賠償責任を負う（法第 29 条の 2）。

このような損害賠償訴訟に関する統計は不見当であるが、韓国の大手企業である KT の職員が会社に関する公益申告を行ったことに対して不利益処分を受けたことを理由として、2016 年 10 月に損害賠償請求訴訟を提起したところ、2021 年 11 月 11 日に破棄差戻審判決で損害賠償金 3,000 万ウォンが認められたという事例が確認できた²。もっとも、インターネット上のニュースで確認できる事例は多くはない。

【1 1】 不利益取扱いからの回復・救済プロセスと当局の関与

- 委員会、調査機関、捜査機関などが公益申告を受ける対象となる（法第 6 条）。
- 委員会は、保護措置、身辺保護、救助金の支給の決定主体となる（法第 13 条、第 17 条乃至第 20 条、第 27 条）。これらの手続については、上記【10】の説明内容を参照されたい。

【1 2】 不利益取扱いを巡る訴訟における申告者の立証責任の緩和

- 次の各号の事由がある場合、公益申告者等が当該公益申告等を理由に不利益措置を受けたものと推定される（法第 23 条）。
 1. 公益申告者等を知らうとしたり、公益申告等をしないよう妨害したり、公益申告等の取消を強要した場合
 2. 公益申告等があった後、2 年以内に公益申告者等に対して不利益な措置を行った場合
 3. 不利益措置の禁止勧告を受けたにもかかわらず不利益措置を行った場合
 4. 公益申告者等が公益申告を行った後、委員会に保護措置を申請したり、裁判所に原状回復等に関する訴えを提起した場合
- 本条が規定する不利益措置の推定により、公益申告者等が上記各号のいずれかに該当する事実を証明すれば、当該公益申告等を理由とする不利益措置を行っていないことの立証責任が、不利益措置者に転換される効果が生じる（2023 年「公益通報者保護法」条文別解説書、国民権益委員会）。

【1 3】 公益申告及び公益申告に伴う行為についての責任の免除

- 刑事処罰及び懲戒処分の減免（法第 14 条第 1 項、第 2 項）：公益申告等と関連して公益申告者等による犯罪行為が発見された場合には、その刑を減軽または免除することができ、公益申告等と関連して発見された違法行為などを理由として関係法令等に基づいて公益申告者等に対して懲戒処分や不利な行政処分が行われていた場合には、その懲戒処分や不利な行政処分を減軽または免除することができる。
- 損害賠償請求の禁止（法第 14 条第 5 項）：被申告者は、公益申告等によって損害を被った場合でも、公益申告者等に対しその損害の賠償を請求することはできない。ただし、虚偽の申告や不正な目的の申告の場合は、これらは公益申告

² Lawleader, ‘KT 不正情報提供、公益申告者イ・ヘグァン氏、10 年の法廷争いで勝訴’, 2021 年 12 月 21 日 (<https://www.lawleader.co.kr/news/articleView.html?idxno=7607>)

に該当しないため、被申告者は公益申告者等に対して損害賠償を請求することができる。

- 職務上の秘密遵守義務の排除（法第 14 条第 4 項）：公益申告等の内容に職務上の秘密が含まれている場合であっても、公益申告者等は他の法令、団体協約、就業規則等に基づく職務上の秘密遵守義務に違反していないものと見なされる。

【14】 通報者に関する情報漏洩の禁止

- 何人も公益申告者等であることを知りながら、当該申告者の人的事項や公益申告者等であることを推知し得る事実を他人に知らせ、公開または報道してはならない。ただし、公益申告者が同意している場合はこの限りでない（法第 12 条第 1 項）。

【15】 通報の妨害の禁止

- 何人も公益申告等をすることを妨害し、公益申告者に公益申告等を取り消すよう強制してはならない（法第 15 条第 2 項）。
- 職務上の秘密遵守義務の排除（法第 14 条第 4 項、第 6 項）：公益申告等の内容に職務上の秘密が含まれている場合であっても、公益申告者等は他の法令、団体協約、就業規則等に基づく職務上の秘密遵守義務に違反していないものと見なされる。また、団体協約、雇用契約または供給契約などで公益申告などを禁止し、制限する規定を置いていたとしても、その規定は無効である。

【16】 内部通報制度の導入義務・対象事業者

- 本法では、企業等に内部申告制度の導入を強制する規定は定められていない。
- ただし、企業は職場内で公益申告者等が保護されることが出来る環境を醸成するよう努力しなければならない（法第 3 条第 2 項）、公益申告を受けた代表者または使用者は、1) 公益申告の内容を確認し、2) 必要な場合には、公益侵害行為の除去及び予防等のための措置案を準備して実施する義務を負う（施行令第 6 条第 1 項）。
- 他方、国または地方自治体は、公益侵害行為の予防と拡散の防止及び公益申告者等の保護・支援のための努力をしなければならない（法第 3 条第 1 項）。

【17】 罰則規定（行政罰か刑事罰か明示）

- 刑事罰（法第 30 条）

5 年以下の懲役または 5 千万ウォン以下の罰金	被申告者の人的事項等を含む届出内容を公開した者 公益申告者等の人的事項や公益申告者等であることが推知できる事実を他人に知らせ、又は、公開または報道した者
3 年以下の懲役または 3 千万ウォン以下の罰金	公益申告者等に対して罷免、解任などの身分上の不利益措置を行った者 確定した保護措置決定を履行しない者
2 年以下の懲役または 2 千万ウォン以下の罰金	公益申告者等に対し、身分上の不利益措置以外の不当な懲戒処分などの不当な人事措置、賃金などの差別的取扱いなどの不利益措置を行った者 申告等を妨害し、公益申告等を取り消すよう強要した者 （改正法:「委員会の資料要請を受けて提供され、または収集した資料を活用して業務を遂行しているまたは遂行した者で、当該資料やそこで取得した情報を他の目的に使用し、または他の者に提供もしくは漏洩した者」を追加）

両罰規定：法人の代表者や法人または個人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人または個人の業務に関して違反行為を行った場合、その行為者を処罰するほか、その法人または個人にも当該条文が規定する罰金刑が科される。ただし、法人または個人がその違反行為を防止するために当該業務に関して相当の注意と監督を怠らなかった場合には、この限りでない（法第 30 条の 2）。

－ 過料（行政罰）（法第 31 条）

1) 委員会からの資料要求、出席要求、陳述書提出要求に違反し、資料提出、出席、陳述書の提出を拒否した者に 3 千万ウォン以下の過料を課し、2) 内部公益申告者を保護するための特別保護措置決定を履行しない者に 2 千万ウォン以下の過料を課す。

【18】 通報者への報告義務、通報の受付・調査結果の通知

- － 公益申告を受けた代表者等は、公益侵害行為の除去及び予防のための措置案を準備して実施し、措置結果を公益申告者に通知しなければならない（施行令第 6 条第 2 項）。
- － 委員会、調査機関等は公益申告の処理結果を公益申告者に通知しなければならない（法第 9 条、第 10 条）。

【19】 匿名通報の扱い

- － 公益申告の際、公益申告者の氏名などの人的事項を記載することが必須とされている（法第 8 条第 1 項）。人的事項が不記載である場合、委員会は相当な期間を定めてこれを補正するよう公益申告者に要請することとされており、かかる補正要請を 2 回以上受けても当該期間内に補正しない場合には、調査を実施しないか、調査を中断し終結することができる（法第 9 条）。
- － つまり、申告者の身元を明らかにしない匿名申告の場合、または他人の名義で申告する仮名申告の場合には、公益申告とは見なされない。ただし、一部の機関では、様々な方法で公益侵害行為に関する情報を収集するため、匿名申告であっても受理し処理している場合がある。しかし、匿名で申告した場合には、本法における公益申告者としての保護は受けられない。
- － 匿名申告とは異なるものとして、公益申告者は自らの人的事項を明らかにせず、弁護士に公益申告を代理させることができるとされている。この場合、公益申告者の人的事項は、弁護士の人的事項に代替される（法第 8 条の 2）。

【20】 報道機関等への外部通報の要件・公開の要件

- － 公益申告者等が同意している場合を除き、何人も公益申告者等であることを知りながら、当該申告者の人的事項や公益申告者等であることを推知し得る事実を公開または報道してはならない（法第 12 条第 1 項）。
- － 申告内容によって公益申告者や協力者が誰であるかが推測できる場合があるため、公益申告者や協力者の人的事項だけでなく、申告内容などについても公開してはならないとされている（2023 年「公益通報者保護法」条文別解説書、国民権益委員会）。

【21】 通報のインセンティブ付与

- － 補償金（法第 26 条、施行令第 21 条、第 23 条）：内部公益申告者は、公益申告により、以下のいずれかに該当する賦課等により国または地方自治体に直接的な収入の回復もしくは増大をもたらし、またはそれに対する法律関係が確定した場合には、委員会に補償金の支給を申請することができる。
 1. 罰則または通告処分
 2. 没収または追徴金の賦課
 3. 過料または履行強制金の賦課

4. 課徴金（許認可等の取消・停止処分等に代わる課徴金制度がある場合には、許認可等の取消・停止処分等を含む。）の賦課
 5. 国税または地方税の課税
 6. 負担金または加算金等の徴収等の処分
 7. 損害賠償または不当利得返還等の判決
 8. 損害賠償または不当利得の返還等による還付
- 報奨金（法第 26 条の 2（改正法:「法第 26 条の 3」へ変更）、施行令第 25 条の 2）：委員会は、公益申告等に起因する以下の事由により、著しく公共機関に財産上の利益をもたらしたり、その損失を防止した場合、または公益の増進をもたらした場合には、公益申告者に対し、報奨金を支給したり、報奨を推薦することができる。
 1. 公益侵害行為を行った者に対して起訴猶予、刑の宣告猶予・執行猶予または刑の宣告などがあった場合
 2. 是正命令など特定の行為や禁止を命じる行政処分が下された場合
 3. 公益侵害行為防止のための関係法令の制定または改正など制度改善に貢献した場合
 4. 罰金、課徴金、負担金または加算金などの賦課処分が下された場合
 5. 社会的災害の予防及び拡散防止等に貢献した場合
 - 委員会が支給する上記の資金は国庫を財源とし、公益申告による財政収入の増大等が国ではなく地方自治体など他の公共機関に帰属する場合には、委員会が支払った補償金や報償金や救助金の相当額について当該公共機関から償還を受けることができる旨が規定されている（2023 年「公益通報者保護法」条文別解説書、国民権益委員会）（法第 29 条第 2 項、同第 3 項）
 - また、委員会は、自らが支給した救助金（上記⑧で説明）の範囲内で、当該救助金を受け取った者がその被害や費用支出を原因として有する損害賠償請求権に代位することができる（法第 27 条第 5 項）